

働き方の見直しに向けた 企業等の自主的な取り組みを支援します !!

市内事業所の皆さん
ぜひご応募ください !!

亀山市ワーク・ライフ・バランス推進賞

亀山市は、男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、すべての人がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む市内企業等を表彰します !!

募集期間:令和2年8月3日(月) ~31日(月)

問合せ 文化スポーツ課文化共生グループ(☎96-1223)

応募要件: 次のすべてを満たす企業等

- (1) 市内に本社または主たる事業所があり、市内で事業活動を行う常時雇用労働者を有する事業者(国および地方公共団体を除く)であること
 - (2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、次のアからキの取り組みのいずれかを行っていること
 - ア 長時間労働を削減するための取り組み
 - イ 年次有給休暇の取得を促進するための取り組み
 - ウ 仕事と育児または介護の両立を支援するための取り組み
 - エ 育児休業または介護休業の取得者に対する円滑な職場復帰に向けた取り組み
 - オ 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取り組み
 - カ 誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた職場環境の実態把握および窓口の設置などの取り組み
 - キ その他ワーク・ライフ・バランスを推進するための独自の取り組み
 - (3) 市税を滞納していないこと
 - (4) 代表者等が、亀山市暴力団排除条例(平成23年亀山市条例第1号)第2条第2号に定める暴力団員でないこと
 - (5) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないことその他法令上または社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される事由がないこと
- ※市が適当でないとした場合等、申し込みを受け付けないことがあります

募集期間: 令和2年8月3日(月)~31日(月)

提出書類: ①亀山市ワーク・ライフ・バランス推進企業等応募書(様式1):1部
②当該年度の市税の完納証明書:1部(応募の3カ月以内に取得したもの)
※応募書(様式1)は、市ホームページからダウンロードできます
※必要に応じて関連資料の提出をお願いする場合があります。

提出方法: 文化スポーツ課文化共生グループ(〒519-1192 関町木崎919-1)へ持参または郵送してください。
※持参の場合は、事前に文化共生グループ(☎96-1223)へご連絡ください。
※提出にかかる費用は、応募者でご負担ください。

選考方法: 亀山市男女共同参画審議会の意見を聴き、表彰する企業等を決定します。
選考結果は、選考後速やかに応募者全員に通知し、受賞決定者には表彰日時等の詳細を別途通知します(受賞者は市広報に掲載します)。

ワーク・ライフ・バランスとは…

働く人の「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両立を充実させる働き方・生き方のことです。